

介護保険外サービス

- 訪問理美容サービス
- 高齢者 紙おむつの給付
- あんしん電話
- 食事サービス

訪問理美容サービス

■ 自宅に理美容師が出張し、理美容サービス（調髪・カット）を行います。



対象

おおむね 65 歳以上の在宅高齢者で、障害や病気等が理由で美容院や美容院に向くことが難しい方のうち、

- ① 要介護認定で要介護4・5
- ② 要支援1～要介護3の中で、福祉保健センター長が特に必要であると認められた方



費用

1回につき 2,000 円
(年6回まで)

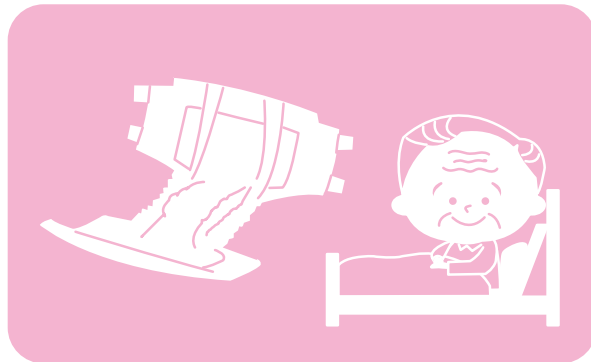


申

地域包括支援センター
福祉保健センター高齢・障害支援課
高齢者支援担当
☎ 978-2449～2452

高齢者 紙おむつの給付

■ 在宅の要介護者に、紙おむつを給付します。



対象

以下の2つの要件すべてに該当する方

- ① 在宅で介護を受けていて、寝たきりまたは認知症の症状がある要介護4または5、または要介護1～3で特に必要と認められた方
- ② 市民税非課税世帯・生活保護世帯の方



サ

- ▶ 要介護4または5
1か月あたり 8,000 円 (4単位) の範囲内で利用
- ▶ 要介護1～3
1か月あたり 6,000 円 (3単位) の範囲内で利用



費用

1単位 2,000 円を基準として、基準額の1割負担 (例: 3単位利用の場合 600 円)

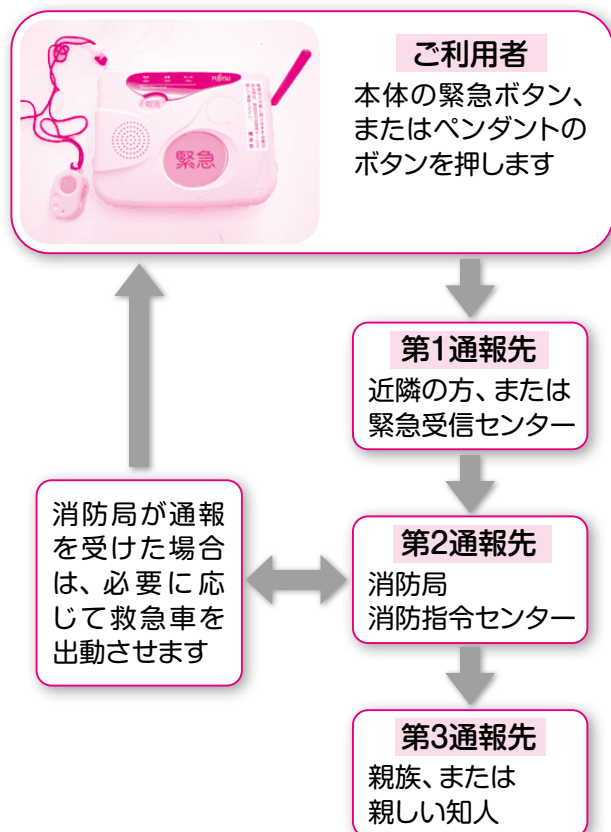


問

地域包括支援センター
福祉保健センター高齢・障害支援課
高齢者支援担当
☎ 978-2449～2452

あんしん電話

■ひとり暮らしの高齢者などを対象に、身体の具合が急に悪くなる等の緊急事態が発生した場合に備えて緊急通報装置を設置します。



対象 おおむね65歳以上のひとり暮らし、またはそれに準ずる方で、緊急連絡網が必要と認められる方（近所の協力者等の承諾が必要です）。

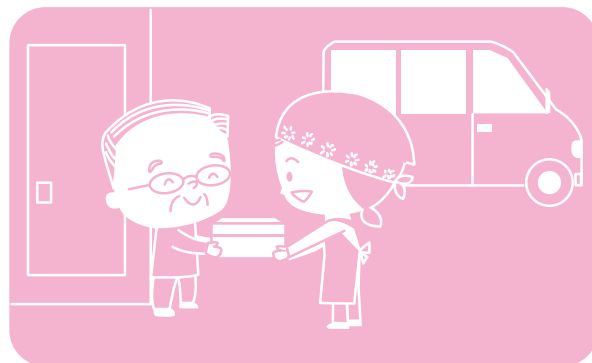
サ 緊急ボタンを押すと、第1通報先に通報が入ります。第1通報先が利用者の状況を確認し、必要時は第2通報先に通報します。その後、第1通報先が自宅に急行し、住居管理者へ連絡します。

費用 生計中心者の前年度の市民税額に応じて使用料助成が異なります。

申 地域包括支援センター
福祉保健センター高齢・障害支援課
高齢者支援担当
☎978-2449～2452

食事サービス

■栄養バランスのとれた食事を訪問して直接お渡しします。安否確認をあわせて行います。



対象 ひとり暮らしまたは同居の家族が高齢、疾病、障害のため調理が困難な場合で、次のいずれかに該当する方

- ①要介護2以上の方
- ②要支援1,2または要介護1の方で認知症があり食事確保が困難な方
- ③要支援1,2または要介護1の方で低栄養状態のリスクが高く食事確保が困難な方
- ④身体障害者手帳^{*}をお持ちの方で、心身の障害等の理由により食事確保が困難な方

※視覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸機能障害、じん臓機能障害で1級から3級の身体障害者手帳を持っている方

サ 1日1食、週5日まで

費用 1食上限700円。各事業者で利用料が異なります。治療食の場合、別途料金がかかる場合があります。

問 ケアマネジャーにご相談ください。
<ケアマネジャーがいない場合>

地域包括支援センター
福祉保健センター高齢・障害支援課
高齢者支援担当
☎978-2449～2452